

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

◆規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

◆告 示

町等の区域の変更

保険薬剤師の登録
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

土地改良法による換地処分

口座振替の方法により支出をすることができる金融機関の指定

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の三中「十五万円」を「十六万五千元」に改める。

第十六条第四項を次のように改める。

4 外科後処置を受けるために入院等をする場合又は休養する場合は、日当を支給する。

第十六条に次の三項を加える。

5 休養し、又はリハビリテーションを受けるために旅行する場合は、旅行費を支給する。

6 条例別表第二に定める第三級以上の等級に該当する身体障害のある者が休養する場合において、介添人を同伴するときは、介添人の同伴に要する費用(以下この章において「介添費」という。)を支給する。

7 第四項の規定による日当、第五項の規定による旅行費及び前項の規定による介添費の支給に関し必要な事項は、知事が定める。

第二十条第一項中「若しくは旅行費」を、「日当、旅行費若しくは介添費」に改める。

様式第一号の補償の内容の2の②中「15万円」を「16万5千円」に改める。

様式第十号中「150,000」を「165,000」に改める。

様式第十八号の〔注意事項〕の4の次に5として次のように加える。

5 条例別表第2に定める第三級以上の等級に該当する者が介添人を回生する休業を申請する場合には、当該介添人の氏名、住所、生年月日及び母請者との続柄を記載した書面を添付すること。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十六条の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

3 改正後の規則第六条の三の規定は、昭和五十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十六号

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万円」を「二万千円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の保母修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 昭和五十四年三月三十一日以前に保母養成所に入学した者に係る修学資金の月額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立境港通商管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十七号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、四九〇円」を「一一、三六〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年八月一日から施行する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中

あゆ

二月一日から五月三十一日まで及び九月二十六日から十月二十日まで

を

あゆ

二月一日から五月三十一日まで及び九月二十六日から十月三十一日まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による妻ノ神地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十四年二月一日現在の地番による。）
下福田字白元	下福田字白元の全域、下福田字小谷一五四の三、一六〇の二、一六〇の三、一六二の二及び一六三並びに一六〇の一から一六〇の三まで、一六二の一、一六二の二及び一六三と一体をなす国有地の一部並びに下福田字定福寺一六四の一、一六四の二、一六五から一六七まで、一六八の二、一六九の一、一七〇及び一七一並びに一六四の一、一六五、一六七、一六八の二、一六九の一、一七〇、一七三の一、一七四、一七八及び一七九と一体をなす国有地の一部
下福田字定福寺	下福田字定福寺のうち一六四の一、一六四の二、一六五から一六七まで、一六八の二、一六九の一、一七〇及び一七一並びに一六四の一、一六五、一六七、一六八の二、一六九の一、一七〇、一七三の一、一七四、一七八及び一七九と一体をなす国有地の一部以外の区域
下福田字見川	下福田字見川のうち六九の二及び七〇の二以外の区域
下福田字小谷	下福田字小谷のうち一五四の三、一六〇の二、一六〇の三、一六二の二及び一六三並びに一六〇の一から一六〇の三まで、一六二の一、一六二の二及び一六三と一体をなす国有地の一部以外の区域
上福田字小谷	上福田字小谷の全域並びに下福田字見川六九の二及び七〇の二

鳥取県告示第六百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
瀬 崎 陽 子	鳥 薬 第 四 〇 六 号	昭 和 五 十 四 年 七 月 五 日

鳥取県告示第六百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
津 村 博 一	鳥国葉第四〇三号	昭和五十四年六月十九日
上 山 生 恵	鳥国葉第四〇四号	昭和五十四年六月二十日
上 山 勝 実	鳥国葉第四〇五号	"
瀬 崎 陽 子	鳥国葉第四〇六号	昭和五十四年七月五日

鳥取県告示第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る妻ノ神地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十五条の二の規定により、口座振替の方法により支出をすることができる金融機関を次の

とおり定め、昭和五十四年八月一日から施行する。

昭和五十四年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四条の免許を受けた信用金庫で、鳥取県収納代理金融機関として指定されたもの